

小川あきら後援会規約

- (名称) 第1条 本会は、小川あきら後援会と称する。(以下本会と称する。)
- (組織) 第2条 本会は、前橋市区選出県議会議員 小川晶を支援する個人をもって組織する。
- (目的) 第3条 本会は、小川晶の持てる能力を充分県政に発揮し得る地盤を醸成し、併せて政治活動を支援するための支部を結成し、会員相互の親睦交流を図ることを目的とする。
- (事務所) 第4条 本会の主たる事務所は、前橋市内に置く。
- (活動) 第5条 本会は、小川晶の政治活動を補完し、総会、役員会等で決定した活動計画に基づき、本会の目的達成のため必要な支援活動を行うものとする。
- (役員) 第6条 本会は、次の役員を置くものとする。
- 会 長 1名
副 会 長 若干名
会 計 1名
監 査 3名
幹 事 長 1名
副幹事長 若干名
- 本会に、顧問を置くことができる。
顧問の選任については会長に一任する。
会長は、本会を代表し会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し会務に充たる。
会計は、本会の会計業務に充たる。
監査は、会計事務等全ての業務を監査する。
幹事は、各地区、各種団体グループ等から選出する。選出された幹事の互選により幹事長1名、副幹事長若干名を選出する。
尚、幹事は選出された組織内で、本会の目的達成の活動に充たる。
- (任期) 第7条 役員の内任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- (会議等) 第8条 総会、役員会は会長が招集する。
顧問は、会長の要請により役員会に出席し本会の運営並びに役員等に助言指導をする。
総会、役員会の議長は会長が充たる。
- (経費) 第9条 本会の運営に掛かる経費は、会費並びに寄付等をもって充てる。
- (会費) 第10条 本会の会費の額並びに徴収方法は、総会において決定する。
- (会計年度) 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- (その他) 第12条 本会の役員を選出、規約の変更等は総会で決定する。
本規約に定めのない事項については、役員会で審議決定し会務を処理する。
本会の会務を処理するために、事務局を設置し事務局長1名を任命する。
- (設立年月日) 第13条 平成24年4月1日を設立日とする。

- 付 則 1. 本規約は、平成24年4月1日より施行する。
2. 総会は、毎年6月に招集する。